

焼却残灰搬出委託
発注仕様書

乙訓環境衛生組合

焼却残灰搬出委託発注仕様書

第1章 一般事項

(目的)

第1条 本発注仕様書は、乙訓環境衛生組合（以下「組合」という。）のごみ焼却により発生する主灰及び飛灰（以下「焼却残灰」という。）を指定する処分地まで搬出する業務に必要となる事項を以下のとおり定めるものとする。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は、次のとおりである。

(1) 業務名称

焼却残灰搬出委託

(2) 履行場所

① 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32番地

ごみ焼却処理施設（以下「焼却施設」という。）

② 京都府長岡京市勝竜寺下長黒1番1

勝竜寺埋立地（以下「埋立地」という。）

③ 兵庫県尼崎市平左衛門町70番地

大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎事業所（以下「尼崎基地」という。）

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(業務の範囲)

第3条 本委託の範囲は以下に示すものの他、本発注仕様書に明記なき事項にあっても業務遂行上、当然必要となる事項は、受注者の負担にて行うものとする。

(1) 焼却施設の焼却残灰貯留ピットから受注者の作業員（以下「作業員」という。）

がバケット付き天井クレーンを操作し、搬出車両に積み込んだ焼却残灰を尼崎基地または埋立地に搬出する。

(2) 埋立地において転圧整地作業を行う。

(疑義)

第4条 業務履行に際して疑義が生じた場合、受注者は組合と協議し、その指示に従わなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、委託の目的を十分に理解し円滑な作業の実施を図るため、主任作

業員を選任し組合職員（以下「監督員」という。）と連絡調整を図り、最も優れた技術を発揮し、適正な業務の履行に努めなければならない。

（関係法令等の遵守）

第6条 契約書、道路交通法、同施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、労働安全衛生法、組合条例等の関係する法令を遵守しなければならない。

（受注者の負担及び損害の補償）

第7条 本発注仕様書に定めるものの他、下記に掲げる費用は受注者の負担とする。

- (1) 本発注仕様書により必要となる提出書類作成費用。
- (2) 教育・研修等に係る費用。
- (3) 焼却施設、埋立地、尼崎基地の設備及び第三者等に損害を与えた場合、その現状に復旧する費用並びに損害の補償。

（委託料の算出及び支払い）

第8条 委託料の支払い額は、1 t 当たりの契約単価に1ヶ月毎の搬出数量を乗じたものとし、1ヶ月の搬出数量は、組計量施設で発行する計量伝票の集計値によるものとする。

なお、搬出数量の最小目盛は10 kg単位とし、委託料に1円未満が生じた場合においては1円未満の端数は切捨とし、所定の事務処理後に請求すること。組合は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（提出書類）

第9条 受注者は、業務着手に際し下記の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届（様式1）
- (2) 主任作業員選任届（様式2）
- (3) 作業員の経歴書及び必要となる資格証明書の写し
- (4) 作業員配置計画及び業務実施計画
- (5) 使用する搬出車両一覧表（様式3）
- (6) 委託経費内訳書
- (7) 緊急時連絡体制表
- (8) その他監督員が必要と認める書類等

2 受注者は、業務完了に際し下記の書類を提出するものとする。

- (1) 業務完了届（様式4）
- (2) 焼却残灰搬出業務日誌（様式5）
- (3) 焼却残灰搬出業務月報（様式6）
- (4) 年間業務完了後において焼却残灰搬出業務実績報告書（様式7）

(5) その他監督員が必要と認める書類等

3 受注者は、業務に際し搬出車両を変更する場合は、下記の書類を提出するものとする。

(1) 焼却残灰搬出委託に使用する搬出車両変更届（様式8）

(2) その他監督員が必要と認める書類等

以 下 余 白

第2章 特記仕様

(作業内容)

第1条 一般的な作業内容については、次のとおりとする。

(1) 焼却残灰搬出

年間搬出計画量は次のとおりとする。

焼却残灰 5,692.40t

搬出計画量は変動する場合があるが、基本となる計画として、別紙1「焼却残灰搬出計画」に則して搬出するものとし、焼却残灰貯留ピットから焼却残灰が溢れ出さないよう十分に配慮した作業を行うこと。

(2) 転圧整地作業

埋立地年間搬入計画量は次のとおりとする。

選別後不燃物 約 368t

その他 約 140t

作業に係る重機については、埋立地に常時配置することを認める。

転圧作業は月概ね3回程度実施するものとする。

1回当たりの作業時間は午前9時から午後5時まで(正午から午後1時は除く)とする。

(3) 作業員の資格及び人数

作業員は、大型自動車運転免許、クレーン運転業務特別教育終了資格以上、車両系建設機械運転技能講習終了資格及びダイオキシン類特別教育終了資格を有する者であること。

人数については、当該業務を適正に実施できるように配置し、業務に支障がないようにすること。

(4) 必要な機材

搬出車両は予備車両を含め2台以上配置するものとし、その搬出車両はダンピングできる大型ダンプ車両であり、最大積載量9t以上、積載容量13m³以上、ダンプアップ時の地上最大高さは7m未満とする。また、組合内の計量台の寸法は長さ7.5m、幅3.0m、高さ3.4m、秤量200kg～25,000kg、目量10kgである。

埋立地転圧整地作業に必要となる重機については、自重10t以上のブルドーザーとする。

(焼却残灰積込作業等)

第2条 焼却残灰積込作業等については、次のとおりとする。

- (1) 焼却残灰の積込については、作業員が焼却残灰貯留ピットからバケット付天井クレーンを操作し、主灰、飛灰別に搬出車両に積込むものとする。
なお、主灰、飛灰の混載による搬出及び灰ピット内での混合も一切認めない。
- (2) バケット付天井クレーン及び搬出車両の始業前点検を毎日実施すること。
- (3) 毎日の作業終了時には、バケット付天井クレーン操作室、バケット及び灰出し場の清掃を行うと共に、バケットのグリスアップは週1回の頻度で行うこと。
なお、グリス及び用具については受注者の負担とする。
- (4) 積込作業時にバケット付天井クレーンに支障(故障等)が生じた場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。
- (5) 積込時間は、午前8時30分から午後4時までを基本とするが、焼却施設の運転状況により積込時間を変更する必要がある場合は、協議し決定した時間に積込むものとする。
- (6) 積込及び転圧整地作業時においては、労働安全衛生規則に規定された適正な保護具等を使用し、健康被害の防止に努めること。搬出作業を含め全体作業が作業員の過剰な負担にならないように配慮すること。
- (7) 灰汚水槽と灰ピット沈殿槽の連結窓が目視できる状態を維持するために、灰ピット沈殿槽の灰を定期的に掘り下げること。

(搬出作業)

第3条 搬出作業については、次のとおりとする。

- (1) 尼崎基地への搬出業務は、尼崎基地の休業日以外の日とする。
- (2) 焼却施設の運転計画の変更により業務計画量に増減が生じたときは、搬出回数及び車両(予備車両を含む)の配車を増減するなど調整を行うものとする。
- (3) 搬出時(往路)については、十分な飛散防止対策を講じるものとする。
- (4) 搬出時においては自動車検査証に記載される積載量を遵守するものとし、組合場内における業務時間外の車両保管は原則認めない。
また、焼却施設、埋立地、尼崎基地及び搬出経路において焼却残灰、並びに汚水等が飛散、流出した場合は、受注者の責任により清掃等の対処を図ると共に、監督員に速やかに報告すること。
- (5) 焼却残灰を積込んだ後、組合計量施設において積載量の計測を行い、効率的かつ適正量の搬出に努めると共に、計量施設での計測については、監督員の指示に従うこと。
- (6) 前各号の他、尼崎基地への搬出に関しては、別紙2「尼崎基地廃棄物搬入要

領」に基づき行うものとする。

(搬出先等の変更)

第4条 搬出先の変更については、次のとおりとする。

- (1) 焼却施設の故障、尼崎基地の受入制限等により、尼崎基地への搬出が困難である場合は、協議し搬出先等を決定する。
- (2) 履行期間内において、搬出先等に変更が生じた場合は、受注者は組合と協議する。

(搬出経路)

第5条 搬出経路については、次のとおりとする。

(1) 搬出経路

組合 ⇔ 国道171号線

⇔ 名神高速大山崎インター ⇔ 阪神高速豊中インター

⇔ 阪神高速湾岸線合流地点

⇔ 別紙2「尼崎基地廃棄物搬入要領 7指定した運搬経路⑤」のとおり

- (2) 道路工事・交通事故等不測の事態により、搬出経路を使用することができない場合は、直ちに監督員に報告し指示に従うこと。

(教育・研修等)

第6条 受注者は、業務履行期間以前において、必要に応じて組合と協議し、教育・研修等（現地研修も認める。）を実施すること。

(車両等)

第7条 車両については、次のとおりとする。

- (1) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第4条」に規定する窒素酸化物及び粒子状物質排出基準を満たす車両であり、兵庫県条例「環境の保全と創造に関する条例第67条の2」に該当する規制対象車両でないこと。

また、履行期間内において、搬出車両が規制対象車両となった場合は、速やかに作業の適正履行に支障がない車両に変更するものとし、同時に様式8により届出なければならない。

- (2) 搬出車両については、令和4年3月10日（木）までに、計量証明登録事業者が発行する風袋重量計量証明書を添付し、様式3により書面で提出すると共に、組合において車両審査を受けるものとする。

尼崎基地へ焼却残灰を搬出するに当たり、組合が搬出車両の申請時に尼崎基地で計量した空車重量が必要であるため、組合の車両審査に合格した後、組合の指示に従い尼崎基地で空車重量を計量すること。

- (3) 組合の車両審査を受ける時には、主任作業員選任届、並びに従事する作業員の経歴書及び必要となる資格証明書の写しが提出されていること。
- (4) 自動車検査証に記載される、所有者又は使用者の氏名及び名称欄は受注者名であること。
- (5) 自動車検査証の備考欄にその他検査事項として、積載物は土砂等以外のものと明記されていること。
- (6) 荷箱は積載物の落下及び飛散防止対策を施した天蓋密閉仕様とし、天蓋はアルミ板等の金属製、若しくはパワーシートとし、隙間が生じない構造であること。
なお、荷箱の地上最大高は天蓋装備を開いた状態で3 m以内とし、テールゲートの開閉方式は一般方式とする。
- (7) 汚水等の漏洩防止対策を施した水密構造であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号イ」に定める基準を満足するものであること。
- (8) 搬出車両の保管場所については、半径10 km以内に組合まで配車できる場所とすること。
- (9) 搬出車両については、一般廃棄物である焼却残灰の搬出車両として使用するため、産業廃棄物収集運搬車両として許可権者に届出している車両でないこと。
- (10) 予備車両とは、第3条(2)に示す他、常時使用する車両が車検、その他故障等により使用できない場合の対応として使用すること。

以 下 余 白